

理事会会議資料

(平成25年度第2回)

平成25年9月6日(金)

社会福祉
法人 神栖市社会福祉協議会

平成25年度第2回神栖市社会福祉協議会理事会次第

日 時：平成25年9月6日（金）

午後2時より

場 所：神栖市保健 福社会館

1. 会議適正審査報告

2. あ い さ つ

3. 議 長 選 出

4. 議事録署名人選任

5. 議 事

議案第1号 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 給与等に関する規程の一部改正
について

議案第2号 神栖市地域活動支援センター「のぞみ」の指定管理者募集について

議案第3号 神栖市福祉作業所「きぼうの家」の指定管理者募集について

6. 閉 会

議案第1号

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会給与等に関する規程の一部改正について

<提案理由>

国家公務員の退職手当に関しては、官民における支給水準の均衡を図るため支給率を段階的に引き下げる法律改正が行われました。これを受け地方公務員の退職手当も同様の改正が行われたことから、本会正職員の退職手当についても神栖市職員に準じ、平成25年4月1日より3段階で退職手当支給率の改正を行うものです。ご審議の上議決願います。

平成25年9月6日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 保 立 一 男

平成25年9月6日 議決

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成25年度 第2回 理事会

(1) 退職手当及び死亡給付金の額

退職または死亡した者に対する退職手当の額は、退職又は死亡の日におけるその者の給料の月額に、その者の勤続期間を(2)に定める給付率表に区分して、当該給付率を乗じて得た額の合計額とする。

(2) 退職手当及び死亡給付金給付率表

勤続年数 (年)	自己都合	定年	死亡		勤続年数 (年)	自己都合	定年	死亡	
			公務上	公務外				公務上	公務外
1年未満			2.700		23	29.500	36.790	37.908	36.790
1	0.600	1.000	3.600	1.000	24	31.500	38.870	39.624	38.870
2	1.200	2.000	4.500	2.000	25	33.500	41.340	41.340	41.340
3	1.800	3.000	5.400	3.000	26	35.100	43.212	43.212	43.212
4	2.400	4.000	6.000	4.000	27	36.700	45.084	45.084	45.084
5	3.000	5.000	7.500	5.000	28	38.300	46.956	46.956	46.956
6	3.600	6.000	9.000	6.000	29	39.900	48.828	48.828	48.828
7	4.200	7.000	10.500	7.000	30	41.500	50.700	50.700	50.700
8	4.800	8.000	12.000	8.000	31	42.700	52.572	52.572	52.572
9	5.400	9.000	13.500	9.000	32	43.900	54.444	54.444	54.444
10	6.000	10.000	15.000	10.000	33	45.100	56.316	56.316	56.316
11	8.880	13.875	16.650	13.875	34	46.300	58.188	58.188	58.188
12	9.760	15.250	18.300	15.250	35	47.500	59.280	59.280	59.280
13	10.640	16.625	19.950	16.625	36	48.700	神栖市職員の例による		
14	11.520	18.000	21.600	18.000	37	49.900			
15	12.400	19.375	23.250	19.375	38	51.100			
16	15.390	21.375	24.900	21.375	39	52.300			
17	16.830	23.375	26.550	23.375	40	53.500			
18	18.270	25.375	28.200	25.375	41	54.700			
19	19.710	27.375	29.850	27.375	42	55.900			
20	23.500	30.550	32.760	30.550	43	57.100			
21	25.500	32.630	34.476	32.630	44	58.300			
22	27.500	34.710	36.192	34.710	45	59.280			

(3) 勤続期間の計算

退職手当及び死亡給付金の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間とし、在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、在職期間のうち休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数(育児休業期間のうち当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間については、その月数の3分の1に相当する月数)を除算する。なお、計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、10月未満は切り捨て、10月以上はこれを1年とする。

(4) 月額掛け金額

毎年4月1日現在の職員俸給に135/1000を乗じた額を月額掛け金とする。
ただし、各職員ごとに10円未満の端数は四捨五入する。

付 則

- 1 この表は平成20年3月27日より施行する。

< 改正案 >

(1) 退職手当及び死亡給付金の額

(変更なし)

(2) 退職手当及び死亡給付金給付率表

勤続年数 (年)	自己都合	定年	死亡		勤続年数 (年)	自己都合	定年	死亡	
			公務上	公務外				公務上	公務外
1年未満			2.7000		23年以上	25.6650	30.7763	31.7115	30.7763
1年以上	0.5220	0.8700	3.1320	0.8700	24 "	27.4050	32.5163	33.1470	32.5163
2 "	1.0440	1.7400	3.9150	1.7400	25 "	29.1450	34.5830	34.5830	34.5830
3 "	1.5660	2.6100	4.6980	2.6100	26 "	30.5370	36.1490	36.1490	36.1490
4 "	2.0880	3.4800	5.2200	3.4800	27 "	31.9290	37.7150	37.7150	37.7150
5 "	2.6100	4.3500	6.5250	4.3500	28 "	33.3210	39.2810	39.2810	39.2810
6 "	3.1320	5.2200	7.8300	5.2200	29 "	34.7130	40.8470	40.8470	40.8470
7 "	3.6540	6.0900	9.1350	6.0900	30 "	36.1050	42.4130	42.4130	42.4130
8 "	4.1760	6.9600	10.4400	6.9600	31 "	37.1490	43.9790	43.9790	43.9790
9 "	4.6980	7.8300	11.7450	7.8300	32 "	38.1930	45.5450	45.5450	45.5450
10 "	5.2200	8.7000	13.0500	8.7000	33 "	39.2370	47.1110	47.1110	47.1110
11 "	7.7256	12.0713	14.4855	12.0713	34 "	40.2810	48.6770	48.6770	48.6770
12 "	8.4912	13.2675	15.9210	13.2675	35 "	41.3250	49.5900	49.5900	49.5900
13 "	9.2568	14.4638	17.3565	14.4638	36 "	42.3690	神栖市職員の例による		
14 "	10.0224	15.6600	18.7920	15.6600	37 "	43.4130			
15 "	10.7880	16.8563	20.2275	16.8563	38 "	44.4570			
16 "	13.3893	18.5963	21.6630	18.5963	39 "	45.5010			
17 "	14.6421	20.3363	23.0985	20.3363	40 "	46.5450			
18 "	15.8949	22.0763	24.5340	22.0763	41 "	47.5890			
19 "	17.1477	23.8163	25.9695	23.8163	42 "	48.6330			
20 "	20.4450	25.5563	27.4050	25.5563	43 "	49.5900			
21 "	22.1850	27.2963	28.8405	27.2963	44 "	49.5900			
22 "	23.9250	29.0363	30.2760	29.0363	45 "	49.5900			

(3) 勤続期間の計算

(変更なし)

(4) 月額掛け金額

(変更なし)

付 則

- この表は平成20年3月27日より施行する。
- この表は理事会の議決を得た日より施行し、平成25年4月1日から適用する。ただし、平成25年4月1日から平成26年3月31日の間、及び平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては下表の通りとする。

(1) 平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日の間

勤続年数 (年)	自己都合	定年	死亡	
			公務上	公務外
1 年未満			2.7000	
1 年以上	0.5880	0.9800	3.5280	0.9800
2 "	1.1760	1.9600	4.4100	1.9600
3 "	1.7640	2.9400	5.2920	2.9400
4 "	2.3520	3.9200	5.8800	3.9200
5 "	2.9400	4.9000	7.3500	4.9000
6 "	3.5280	5.8800	8.8200	5.8800
7 "	4.1160	6.8600	10.2900	6.8600
8 "	4.7040	7.8400	11.7600	7.8400
9 "	5.2920	8.8200	13.2300	8.8200
10 "	5.8800	9.8000	14.7000	9.8000
11 "	8.7024	13.5975	16.3170	13.5975
12 "	9.5648	14.9450	17.9340	14.9450
13 "	10.4272	16.2925	19.5510	16.2925
14 "	11.2896	17.6400	21.1680	17.6400
15 "	12.1520	18.9875	22.7850	18.9875
16 "	15.0822	20.9475	24.4020	20.9475
17 "	16.4934	22.9075	26.0190	22.9075
18 "	17.9046	24.8675	27.6360	24.8675
19 "	19.3158	26.8275	29.2530	26.8275
20 "	23.0300	28.7875	30.8700	28.7875
21 "	24.9900	30.7475	32.4870	30.7475
22 "	26.9500	32.7075	34.1040	32.7075

勤続年数 (年)	自己都合	定年	死亡	
			公務上	公務外
23 年以上	28.9100	34.6675	35.7210	34.6675
24 "	30.8700	36.6275	37.3380	36.6275
25 "	32.8300	38.9550	38.9550	38.9550
26 "	34.3980	40.7190	40.7190	40.7190
27 "	35.9660	42.4830	42.4830	42.4830
28 "	37.5340	44.2470	44.2470	44.2470
29 "	39.1020	46.0110	46.0110	46.0110
30 "	40.6700	47.7750	47.7750	47.7750
31 "	41.8460	49.5390	49.5390	49.5390
32 "	43.0220	51.3030	51.3030	51.3030
33 "	44.1980	53.0670	53.0670	53.0670
34 "	45.3740	54.8310	54.8310	54.8310
35 "	46.5500	55.8600	55.8600	55.8600
36 "	47.7260	神栖市職員の例による		
37 "	48.9020			
38 "	50.0780			
39 "	51.2540			
40 "	52.4300			
41 "	53.6060			
42 "	54.7820			
43 "	55.8600			
44 "	55.8600			
45 "	55.8600			

(2) 平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日の間

勤続年数 (年)	自己都合	定年	死亡	
			公務上	公務外
1 年未満			2.7000	
1 年以上	0.5520	0.9200	3.3120	0.9200
2 "	1.1040	1.8400	4.1400	1.8400
3 "	1.6560	2.7600	4.9680	2.7600
4 "	2.2080	3.6800	5.5200	3.6800
5 "	2.7600	4.6000	6.9000	4.6000
6 "	3.3120	5.5200	8.2800	5.5200
7 "	3.8640	6.4400	9.6600	6.4400
8 "	4.4160	7.3600	11.0400	7.3600
9 "	4.9680	8.2800	12.4200	8.2800
10 "	5.5200	9.2000	13.8000	9.2000
11 "	8.1696	12.7650	15.3180	12.7650
12 "	8.9792	14.0300	16.8360	14.0300
13 "	9.7888	15.2950	18.3540	15.2950
14 "	10.5984	16.5600	19.8720	16.5600
15 "	11.4080	17.8250	21.3900	17.8250
16 "	14.1588	19.6650	22.9080	19.6650
17 "	15.4836	21.5050	24.4260	21.5050
18 "	16.8084	23.3450	25.9440	23.3450
19 "	18.1332	25.1850	27.4620	25.1850
20 "	21.6200	27.0250	28.9800	27.0250
21 "	23.4600	28.8650	30.4980	28.8650
22 "	25.3000	30.7050	32.0160	30.7050

勤続年数 (年)	自己都合	定年	死亡	
			公務上	公務外
23 年以上	27.1400	32.5450	33.5340	32.5450
24 "	28.9800	34.3850	35.0520	34.3850
25 "	30.8200	36.5700	36.5700	36.5700
26 "	32.2920	38.2260	38.2260	38.2260
27 "	33.7640	39.8820	39.8820	39.8820
28 "	35.2360	41.5380	41.5380	41.5380
29 "	36.7080	43.1940	43.1940	43.1940
30 "	38.1800	44.8500	44.8500	44.8500
31 "	39.2840	46.5060	46.5060	46.5060
32 "	40.3880	48.1620	48.1620	48.1620
33 "	41.4920	49.8180	49.8180	49.8180
34 "	42.5960	51.4740	51.4740	51.4740
35 "	43.7000	52.4400	52.4400	52.4400
36 "	44.8040	神栖市職員の例による		
37 "	45.9080			
38 "	47.0120			
39 "	48.1160			
40 "	49.2200			
41 "	50.3240			
42 "	51.4280			
43 "	52.4400			
44 "	52.4400			
45 "	52.4400			

議案第2号

神栖市地域活動支援センター「のぞみ」の指定管理者募集について

<提案理由>

標記事業は、身体障害者を対象としたデイサービス事業で、老人デイサービスセンター「やわらぎ」と合わせ平成12年度より神栖市から受託、平成18年度からは指定管理者として運営を継続しておりますが、本年度をもって指定期間が満了となります。

次期指定管理者に関し、9月1日付で神栖市が提示した内容は、老人デイサービスは新たに指定管理者を募集せず（25年度をもって終了）、身体障害者デイサービスのみ継続し、5年間を指定期間として指定管理者を公募するというもので、運営形態も従前から大きな変更が加えられた内容となっております。

応募締切は10月4日とされていますが、本会が当該事業の運営を、指定管理者として継続して担うことの可否、指定管理者に応募することの可否についてご審議いただきたく提案いたします。

平成25年9月6日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 保 立 一 男

平成25年9月6日 議決

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成25年度 第2回 理事会

議案第3号

神栖市福祉作業所「きぼうの家」の指定管理者募集について

<提案理由>

標記事業は、身体障害者及び知的障害者を対象とした通所作業所事業で、平成6年度より神栖市から受託、平成18年度からは指定管理者として運営を継続しておりますが、本年度をもって指定期間が満了となります。

次期指定管理者に関し、9月1日付で神栖市が提示した内容は、障害者総合支援法に規定する「生活介護事業」「就労継続支援事業(B型)」の事業所に転換を図った上で、5年間を指定期間として指定管理者を公募するというもので、運営形態も従前から大きな変更が加えられた内容となっております。

応募締切は10月4日とされていますが、本会が当該事業の運営を、指定管理者として継続して担うことの可否、指定管理者に応募することの可否についてご審議いただきたく提案いたします。

平成25年9月6日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 保 立 一 男

平成25年9月6日 議決

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成25年度 第2回 理事会

(議案第2号、第3号関係)

神栖市社協のデイサービス事業、福祉作業所事業への今後の関わりについて(提案)

神栖市社協では、平成6年6月より「福祉作業所きぼうの家(知的・身体障害者の通所作業所)」の運営を、平成12年10月から「老人デイサービスセンターやわらぎ(介護保険法)」、「身体障害者デイサービスセンターのぞみ(障害者総合支援法)」の運営を、いずれも開設時より、行政からの受託事業として実施してきました。社協では、住民利益確保の観点から、そのミニマムな役割を担う公益法人として、これまで適切なサービス提供に努めてきました。

その後、高齢者福祉分野では介護保険制度が充実し、また障害者福祉分野においては支援費制度、障害者自立支援法など法整備が進み、民間企業も参入できる状況となりました。特に平成17年の2町合併以後は、神栖市内にも多数の福祉サービス事業所が設置されました。さらに18年度より福祉作業所、デイサービス事業運営に「指定管理者制度」が導入され、21年度からは指定管理者の公募も行われるようになり、現在、事業の担い手は民間事業所までその門戸が広がられています。

今回、市が募集した指定管理者は「福祉作業所」と「身体障害者デイ」の2事業です。老人デイは25年度をもって終了し、この2事業についても、障害者総合支援法に基づく新たな事業所として再編されるとともに、費用面では「利用料方式(市ではなく指定管理者が事業実施主体となり、経費の大部分をサービス利用料で賄う方式)」が導入されます。

これは、社会情勢の変化、市内の社会資源充実度合いをふまえ、所期の目標を達成した事業は終了させ、継続すべき事業については福祉サービス分野においても民間活力を活用し、そのために民間事業者が参入しやすい環境を整えようという行政判断によるものであり、社協としても、行政が民間に開放した分野の事業にどこまで関わっていくか、その判断をする時期にあります。

社協がこれまで作業所、デイサービス事業を実施してきた目的は、いずれも「行政に求められた公的福祉サービスの提供」で、民間事業所と肩を並べ収益増強をめざすものではありません。むしろ民間に開放された分野はその活力に委ね、利用者や事業所に対しては常に中立公正な立場をとり、依然として支援が不足する分野の福祉に目を向け、事業化していくことが社協の本来的な役割です。そしてこれらは、市民や法人からの会費や寄付金、行政補助により支えられた組織の責任でもあります。

しかし、これまで社協が培ってきたサービス提供のノウハウや、利用者との関係を考えると、事業者が変更されることによる利用者の不安や混乱は軽視できず、また、次期指定管理者への他からの応募がどれくらいあるのかも不透明な状況もふまえれば、社協が、少なくとも次期指定管理期間(5年)の間は、引き続き福祉作業所、身体障害者デイサービスの事業者として運営を継続することが大切ではないかと考え、両事業への指定管理者応募に参加することを希望します。

ただし、利用料方式導入による財政面でのリスクは大きく、他にもサービス提供範囲の拡大(旧神栖町地域から市全域へ)、少人数スタッフによる利用者拡大への対応といった活動面、人員面での課題は存在しますが、指定管理者となった場合は、5カ年をかけて一定の実績を上げ、地域福祉に貢献できるよう努力して参ります。また職員体制については、「老人デイ」終了による事業規模縮小分と合わせ再編せざるを得ませんが、現行のサービス提供の質を落とすことのないよう、必要な職員数、人件費は確保し、社会福祉法人としての工夫を進め、適切な事業運営を行います。

なお、事業実施の結果として損失が生じた際は、本会が保有する「財政調整積立金」等を取り崩して補填するといった対応策を検討していきたいと考えております。以上、提案致します。

(文責：地域福祉推進センター主査 相良 光浩)